

神奈川県中小企業省エネルギー設備導入費補助金実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、産業・業務部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱（令和6年4月1日制定。以下「要綱」という。）に基づき、神奈川県中小企業省エネルギー設備導入費補助金（以下「補助金」という。）の申請に関し、必要な事項を定める。

(申請期限)

第2条 要綱第6条に掲げる申請書の提出期日は、令和6年12月27日とする。

(補助事業の完了)

第3条 要綱第11条第2項に掲げる補助事業の完了期日は、令和7年3月31日とする。

(状況報告期限)

第4条 要綱第12条第1項に掲げる状況報告の期日は、令和7年3月31日とする。

(報告期限)

第5条 要綱第13条第1項に掲げる実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日から2か月以内又は令和7年4月30日のいずれか早い日までとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。